

# 有磨小学校いじめ防止等に係る基本方針

2015年(平成27年)4月1日  
福山市立有磨小学校

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿、ラインなど、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

このような中、学校において、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが重要である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組んでいかなければならない。

この趣旨を踏まえ、有磨小学校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市いじめ防止基本方針」に基づき、有磨小学校としての「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### (2) いじめの定義等

本基本方針における「いじめ」について、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

### (3) 有磨小学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日

常的な実態把握により早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

#### ① いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### ② 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動の中に、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

#### ③ いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### ④ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### ⑤ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治連合会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

## 2 有磨小学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取組み

### (1) 教職員の基本姿勢

- ① 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- ② いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ③ 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- ④ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとするのではなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組みを進める。

### (2) 具体的な取組み

#### ① 未然防止のための取組み

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

- ・日々の授業の中で、お互いを認め合うことを通して、児童一人一人の自己有用感を高める。
- ・どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、い

じめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

(授業、全校集会、学級活動、掲示物等)

- ・ 道徳教育等の充実を通して、生命尊重を基底においた人を大切にする態度を養う。
- ・ 体験活動(社会体験、生活体験)の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。  
(3泊4日宿泊体験活動)
- ・ ソーシャルスキルトレーニング等を通して、円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育成する。
- ・ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- ・ 学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。

## ②児童の主体的な活動の支援

児童会によるいじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

- ・ 仲間を考える児童集会
- ・ 人権標語への応募

## ③いじめの早期発見・早期対応 ～生徒指導体制及び教育相談体制の構築～

いじめの問題等について、児童が一人で悩むことがないように、児童が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

- ・ いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施(研修計画への位置付け)
- ・ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
- ・ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査(児童・保護者対象、年3回)及び個別面談(年3回)の実施
- ・ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報(児童・保護者・地域)
- ・ いじめ認知時の対応マニュアルの作成

## ④いじめへの組織的な対応 ～いじめの防止等に係る組織体制の確立～

校内におけるいじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として「いじめ防止委員会」を置く。また、この組織は学校運営組織に位置付けられた組織とする。

【構成】 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター、該当学年担任 等

※その他、必要に応じて、福山市教育委員会、警察(有磨駐在所)、福山市研修センター、福山市青少年センター、少年サポートセンターふくやま、医療関係者等必要に応じて随時参画養成、連携する。

## ⑤家庭や地域との連携

- ・ 保護者との連携をとり、家庭でも、自分も友だちも大切にすること、決まりを守ることの大切さ、携帯電話やインターネット等を使うときのルール等について子どもと一緒に考えていただく。
- ・ 子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や広報活動を行う。
- ・ 民生児童委員、学校評価委員、自治会連合会、公民館等から定期的に地域での児童の様子を聞く。

### (3) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、学校は速やかに県教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

#### ①重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

※「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ②調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。

### (4) 「有磨小学校いじめ防止等に係る基本方針」の公表及び改訂

有磨小学校いじめ防止等に係る基本方針は、学校ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組みとするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。